

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

→ 株式会社ティーディメントは、オープンイノベーションを通じた事業拡大や、新たなパートナー企業との提携を促進します。これにより、企業規模や系列を超えた事業承継や、M&A を支援し、持続可能なビジネス基盤の構築を図ります。

b. IT 実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

→ IT化の推進を重視し、共通EDI（電子データ交換）の構築、データの相互利用を支援。IT人材の育成やサイバーセキュリティ対策についても助言を行い、サプライチェーン全体の効率化を進めます。

c. 専門人材マッチング

→ 業界ごとの専門知識を持つ人材の確保と配置を推進します。特に技術革新や市場ニーズに対応できる専門人材の育成と、これらの人材をサプライチェーン全体で活用できる仕組みを構築します。

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

→ 持続可能な環境への配慮を重視し、省エネ診断や生産工程の脱炭素化を支援。取引先と共に脱・低炭素化技術の開発を進めるとともに、グリーン調達の推進を図ります。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

→ 従業員の健康増進を目的とした施策と共に実施し、健康経営のノウハウを提供します。これにより、サプライチェーン全体での働き方改革を支援し、生産性向上を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

→ 親事業者として下請事業者との望ましい取引慣行を尊重し、「下請中小企業振興法」に基づく振興基準を遵守します。取引先とのパートナーシップ構築を妨げる不適切な商慣行や取引慣行を是正するために、以下の取り組みを積極的に進めます。また、下請取引以外の企業間取引においても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図ります。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

→ 下請事業者に対して不合理な原価低減要請を行わず、適正な取引対価の決定を行います。そのために、少なくとも年に1回は下請事業者と協議を行い、取引対価の決定に際しては下請事業者の適正な利益を含め、労働条件の改善が可能となるよう十分に協議を重ねます。

また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく行動を適切に取り、原材料費やエネルギーコストの高騰があった際には、コスト増加分を適切に転嫁します。さらに、取引対価の決定を含めた契約条件については、書面での明示・交付を行い、取引の透明性を確保します。

• 労務費の適切な転嫁に関する取組方針

労務費の転嫁に関して適正な価格交渉を行い、下請事業者の利益と労働環境の向上を支援します。これにより、健全な取引関係を維持し、全体のパフォーマンス向上を目指します。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

→ 「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則」を遵守し、取引先と共に適正な型取引を進めます。これに基づき、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請は行いません。下請事業者が負担するコストについては、適正な協議を行い、公平な取引環境を維持します。

取り組み内容

・型の適正管理

型の取扱いに関しては、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえた取引を行い、型の所有・保管・処分に関するコスト負担について、取引先と透明な協議を進めます。

・不要な型の廃棄促進

使用しなくなった型については、取引先と協議の上、不要な型の廃棄を促進し、無駄なコスト負担を排除します。

・型の無償保管要請の禁止

下請事業者に対して型の無償保管を要請することは行わず、保管に関するコストについても適切な取り決めを行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

→ 下請事業者への適切な支払い条件を確保し、取引関係の信頼性を高めるための取り組みを具体化しています。

取り組み内容

・現金での支払い推奨

下請代金は可能な限り現金で支払い、下請事業者に対する迅速な代金支払いを実現します。

・手形・電子記録債権の適正化

手形を使用する場合は、下請事業者に割引料等の負担を強いることはせず、支払サイトは 60 日以内に抑えるよう努力します。これにより、取引の公平性を確保し、下請事業者の負担を軽減します。

・法令遵守

現行の下請代金支払遅延等防止法の基準(繊維業 90 日、その他業種 120 日)に従いつつ、令和 6 年 11 月から予定されている基準変更(60 日以内)に対応し、常に最新の法令を遵守します。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません

→ 取引先との知的財産やノウハウに関する取引において、公平かつ透明な取り扱いを徹底します。「知的財産取引に関するガイドライン」の「基本的な考え方」や「契約書ひな形」を遵守し、取引上の優位な立場を利用して不適切な要求を行うことはありません。

取り組み内容

- 片務的な秘密保持契約の禁止

取引において片務的な秘密保持契約を結ぶことはせず、互いに公平な契約を締結します。

- 知的財産権の適正取扱い

取引先に対して知的財産権の無償譲渡や不適切なノウハウの開示要求を行わないことで、知的財産の正当な権利を守ります。

- 公正な契約締結

知的財産やノウハウに関する契約は、契約書のひな形に基づき、透明性と双方の利益を尊重した内容で締結します。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

→ 取引先が働き方改革に対応できるよう、適正な取引を維持します。下請事業者に対して無理な納期設定や急な仕様変更を行うことは避け、働き方改革を支援します。さらに、災害時や事業再開時には取引先の負担を最小限に抑える対応を行い、取引関係の継続を重視します。

取り組み内容

- 短納期発注や急な仕様変更の回避

下請事業者に対して、短納期発注や急な仕様変更を求めることが不当な負担を強いることはありません。

取引においては、十分な余裕をもったスケジュールを組み、双方にとって持続可能な取引関係を確保します。

- 災害時の取引関係維持

災害時などの緊急事態においても、下請事業者に一方的な負担をかけないよう配慮し、事業再開後も取引関係の継続に努めます。

3. その他（任意記載）

→ 取引先との長期的かつ持続可能なパートナーシップを目指し、以下の取り組みを自主的に進めています。

① サプライチェーン全体の透明性強化

当社は、サプライチェーン全体の透明性を向上させるため、取引先との情報共有を積極的に行います。特に、環境負荷削減や生産効率化の取り組みに関しては、共同プロジェクトを通じて、持続可能なビジネスモデルの構築を目指します。

② 働きやすい環境の提供

ティーディメントは、自社だけでなく、取引先も含めた労働環境の改善を重要視しています。取引先従業員の健康やワークライフバランスを重視した取引を行い、働き方改革に貢献します。

③ 技術革新とオープンイノベーションの推進

取引先との連携を強化し、新たな技術革新を共同で推進します。オープンイノベーションの考え方に基づき、業界を超えた知見を取り入れることで、新しい価値創造に挑戦します。

令和6年10月11日

株式会社ティーディメント 代表取締役 田中 崇志
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。